

令和4年10月

第10回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年10月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
5番	雨貝 洋子	9番	石島 繁
10番	加園 秀信	13番	飯岡 勉
14番	本橋 文男	15番	野堀 良夫
16番	飯島 孝一	17番	遠藤 道夫
18番	鮎川 満雄	19番	飯野 和男
21番	蛭原 昇	22番	坂入 誠

欠席委員

3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
6番	白石 悟	7番	對崎 徳男
8番	大野 博司	11番	吉田 新一
12番	青木 道子	20番	市村 元則

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	藤井 雄平
農業行政課	主 事	塚原 惇司

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について
	議案第 6 号	現況証明の発行可否について
	議案第 7 号	農地改良協議に対する同意について
	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
	議案第 9 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
	議案第 10 号	非農地の決定について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	現況証明の専決処理について
	報告第 4 号	制限除外の農地の移動届について
	報告第 5 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 6 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について
	報告第 7 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（天貝課長）

定刻でございますので、ただいまから令和 4 年第 10 回の農業委員会の総会を始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、令和 4 年第 10 回総会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

総会の運営につきましては、今月もコロナウイルス感染拡大防止のため、出席委員を約半数にしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、総会の開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。本日は、大変お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和 4 年第 10 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございます。

大分気候も寒くなってきましたので、体調を崩さないように頑張ってやっていただきました

と思います。本日は総会どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（天貝課長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条によりまして、会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたしたいと思います。

よろしくお願いします。

開議の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和4年第10回総会を開会いたします。

議事に入る前に、本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の入室を認めます。

（傍聴人入室）

会 長（飯野 和男）

傍聴人の方に次のことをお願いいたします。

つくば市農業委員会会議規則第26条に基づくとともに、つくば市議会傍聴規則第9条を準用いたしまして、撮影または録音等をすることを禁止いたしますので、御了承をお願いいたします。

これより議事に入りますが、本日は、事前をお願いいたしました総会出席委員割り振りのとおり、議席3番染谷文夫委員ほか7名が欠席しておりますので、御報告いたします。

本日の出席委員数は14名で、定足数に達していることから、令和4年第10回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席9番石島 繁委員、議席10番加園秀信委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局からの説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る10月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号3番と15番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、農業経営開始のため申請するもので、申請地には野菜・芝を作付する予定です。

提出番号4番と5番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請人は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜・芝を作付する予定です。

提出番号6番については、営農型太陽光発電施設として継続して利用するため、地上権を再設定するものです。

以上のことから、提出番号1番から5番及び15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、また6番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る１０月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号７番、８番については、相互に関係する案件のため、一括して説明いたします。

申請者は、いずれも主に野菜を作付している農家です。今般、耕作利便のため交換するもので、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号９番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

なお、当該農地につきましては、土地の一部に市道である道路用地が含まれているため、道路用地を除いた一部面積で申請されております。

提出番号１０番については、主に水稻を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号７番から１０番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る１０月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１１番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

提出番号１２番については、営農型太陽光発電施設を設置するため、地上権を設定するものです。

提出番号１３番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１１番、１３番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、また１２番については、農地法第３条第２項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る１０月５日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１４番については、水稻、芝を作付している農家で、申請地には水稻、芝を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１４番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項には該当せず、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１６番、１９番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には水稻・野菜を作付する予定です。

提出番号１７番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

提出番号１８番については、水稻・野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１６番から１９番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員さんの御審議のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る１０月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２０番については、水稻、野菜を作付している農家で、申請地には野菜を作付する予定です。

以上のことから、提出番号２０番については、農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可について、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る 10 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番について、申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は発電事業を営む個人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから再申請されたものです。下部農地にはサカキを栽培する予定で、許可期間については 3 年間の一時転用となります。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る１０月５日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号２番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、低地解消を目的に所有する農地を盛土すべく、申請地において土採取事業を行うもので、許可日から令和４年１１月１３日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、申請地の一部から土を採取し、農地改良を行う農地に搬入するため申請するものです。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地にある農家住宅に住んでおりますが、農機具等を置くべく、農家住宅の敷地拡張として申請されたものですが、許可を受ける前に、申請地の一部を使用してしまっていることから、始末書つきの申請となっております。資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号２番、３番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定に該当しますので許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第２号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る10月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年4月18日付で乗馬クラブ用地として農地法第5条の許可を受けたものですが、資材の高騰により、屋根つき馬場を屋根なしの馬場に変更するため申請されたものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る10月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和4年5月13日付つくば農委指令第18号をもって農地法第5条の許可を受け、自動車整備工場用地として申請地を取得しましたが、敷地への出入口箇所の移動と2階建てから平屋建てへと建物を変更するため、計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号２番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第３号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第４号 農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、蛭原委員より調査結果の報告をお願いいたします。

蛭原 昇委員

去る１０月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和4年5月13日付つくば農委指令第18号をもって営農型太陽光発電施設として許可を受けましたが、事業計画の見直しにより営農型太陽光発電設備を承継者に譲渡することになり、計画変更の申請がなされたものです。

以上のことから、1番については承認しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第4号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、野堀委員よりお願いいたします。

野堀良夫委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚し手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２番については、申請地の農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は発電事業を営む個人で、今回、営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから、再申請されたものです。下部農地にはパクチーを栽培する予定で、許可期間については３年間の一時転用となります。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号３番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、妻の実家に住んでおりますが、独立した生活をしたいと、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１番から３番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地及び第１種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る１０月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号４番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、許可日から１年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を防護ネットで囲い、一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石・管材・砂等の資材と仮設事務所を置き、駐車場を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、１２月の県議会議員選挙に立候補を予定しており、選挙に伴い来客が多く見込まれ、駐車場を確保する必要があることから申請するもので、許可日から令和４年１２月３１日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、６１台

分の駐車場を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号6番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。先般、市の公共工事を下請受注し、その現場付近に資材置場を設置することが必要になったことから、資材置場用地として申請するもので、許可日から6か月間の一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲を防護ネットで囲い、一部を鉄板敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石等の資材と仮設事務所を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、結婚に伴い申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内の借家に住んでおりますが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については知人からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、市内のテナントで飲食店を営んでおりますが、来客数が増え経営も順調に推移していることから、店舗を移転するため申請地を取得し、飲食店舗用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号14番については、申請者自身が代表を務める法人への一括貸駐車場として申請されたのですが、利用を予定しているテナント本体の建築確認申請が提出されていないことから、継続審議といたしました。

提出番号 15 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、社会福祉事業を営む法人です。現在、申請地の隣接地で特別養護老人施設を運営しておりますが、増床に伴い申請地を取得し、特別養護老人施設を拡張するため申請するものです。資金については、自己資金と福祉機構からの融資、補助金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 16 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。電力の固定価格買取制度を利用するため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、545W パネルを 152 枚設置する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 4 番から 16 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地と第 2 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る 10 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 17 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 18 番、19 番については、同一の申請となります。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地となっています。

申請者は、高速道路事業を営む法人です。圏央道の 4 車線化事業に伴い、現場付近に工事用道路を設置することが必要になったことから申請するもので、令和 4 年 11 月 1 日から 3 年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、土木シートを敷いた上に碎石を敷き、路面をアスファルト舗装し、雨水は仮排水を設置し、敷地内浸透処理とした上で、仮設道路を敷設する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 20 番については、農地区分は第 1 種と判断しました。

申請者は、発電事業を営む市外の法人です。今般、営農型太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。下部農地ではサカキを栽培する予定で、期間については、許可日から 3 年間の一時転用となります。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 21 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号１７番から２１番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第１種農地の例外許可規定、第２種農地及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る１０月５日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号２２番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に夫婦で居住しております。今般、自己用住宅用地の拡張するため、申請地を取得すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、両親が寝泊まりするためのプレハブハウス１棟と、駐車場スペース３台分を確保する計画です。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号２３番、２４番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、市内で太陽光発電事業を営む法人です。今般、太陽光発電施設拡張のため申請するもので、３１０Ｗパネル１，２８０枚を設置する計画です。

許可後の利用方法は、全面に防草シートを張り、雨水については敷地内浸透処理とした上で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号２５番については、農地区分は第１種と判断いたしました。

申請者は、県外で半導体部品のシステム開発を営む法人です。今般、申請地の隣接にある同社の支店において事業拡大を図る計画があり、現在使用している従業員及びお客様用の駐車場だけでは、不足してしまい支障を来してしまうことから、駐車場用地を取得すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、雨水については敷地内浸透処理とした上で、駐車スペース４台分を確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２６番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。今般、事務所兼住居の移転に伴い、資材を置くスペースを確保する必要があることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水については敷地内浸透処理とした上で、土木用建設資材を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号２７番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２２番から２７番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２８番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長とともに手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号２８番については、一般基準に適合の上、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る１０月７日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号２９番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３０番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号３１番については、農地区分は第３種と判断いたしました。

申請者は、市内でバイク販売店舗を複数経営する法人の代表です。今般、申請地の近隣で当該法人が営むバイク販売店の駐車場が手狭となって業務に支障を来しているため、申

請地を取得し、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を鉄パイプで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、従業員用駐車場 6 台分を確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 3 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、全国的に訪問看護事業を展開する法人です。今般、近隣のテナントにて訪問看護の事業所を開設しましたが、敷地内が手狭で駐車場が不足しているため、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理した上で、社用車及び従業員用駐車場 2 0 台分を確保する予定で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 3 3 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

提出番号 3 4 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号 2 9 番から 3 4 番については、一般基準を満たしており、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 5 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 1 4 番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 1 4 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

< 「なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

質問、意見とにもないようですので、提出番号 1 4 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 4 番については、小川委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

< 「異議なし」と呼ぶ者あり >

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号、提出番号１４番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号１番から１３番、１５番から３４番について審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて提出番号１番から１３番、１５番から３４番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から１３番、１５番から３４番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 農地法第５条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号１番から１３番、１５番から３４番については、許可することに決定いたします。

なお、提出番号１８番、１９番、２３番、２４番につきましては、３０ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第６号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、平成１０年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号２番については、平成１０年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号１番、２番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、小川委員、お願いいたします。

小川 充委員

去る１０月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号３番については、平成３年頃より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号４番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号３番、４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いいたします。

蛸原 昇委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号５番については、不耕作により、現在、山林状態となっております。

提出番号６番については、昭和６２年頃より店舗用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号７番については、平成４年頃より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号８番については、不耕作により、現在、山林状態となっております。

以上のことから、提出番号５番から８番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る１０月６日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号９番については、平成４年以前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号１０番については、農業用機械等において簡単に耕作が可能となる土地であると判断いたしました。

提出番号１１番については、平成４年以前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号９番、１１番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、提出番号１０番については、非農地証明の範囲に該当しないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。

提出番号１０番は、証明発行否との報告がありました。先に審議いたします。

提出番号１０番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて提出番号１０番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１０番については、加園委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号、提出番号１０番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号１番から９番、１１番について審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、提出番号１番から９番、１１番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番から９番、１１番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号 現況証明の発行可否についての提出番号１番から９番、１１番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第７号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第７号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案第７号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、大穂地区において調査を行っておりますので、石島委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石島 繁委員

去る１０月５日に行いました現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号１番については、耕作利便性の向上を図るべく低地解消をするものです。自身が所有する農地から採取した土を用いて盛土する計画で、盛土完了後は畑として果樹を作付する予定です。

以上のことから、提出番号１番については同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号について、石島委員報告のとおり、同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（塚原主事）

議案書14ページになります。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和4年9月20日付で農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、内容について御説明いたします。

提出番号1番、豊里地区で5年間の貸借権を設定するものです。

以降、提出番号51番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区17件、谷田部地区5件、大穂地区2件、筑波地区4件、桜地区23件となります。

以上、これらについては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に適合していると思われませんが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結します。
これより採決いたします。

議案第 8 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（藤井係長）

議案書 21 ページになります。

議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 4 年 9 月 20 日付で農用地利用配分計画案の意見を求められておりますので、内容について御説明いたします。

整理番号 1 番、谷田部地区で 3 年間賃借権の設定を行うものです。計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するもので、以降、整理番号 6 番まで議案書記載のとおりで 6 件になります。

以上、これらについては、先般行われた各地区の現地調査において審議した結果、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号に適合されているため、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 9 号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認いたします。

議案第 10 号 非農地の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 10 号 非農地の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（今野係長）

議案書 27 ページになります。

議案第 10 号 非農地の決定について、御説明いたします。

農地法第 30 条の規定に基づき、農地利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地として B 分類となっている土地の所有者の方に登記地目変更承諾書を発送し、承諾を頂いた土地 8 筆、計 3,964 m²を農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと決定するものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともにならないようですので、これにて議案第 10 号に対する質疑を終結いたし

ます。

これより採決いたします。

議案第１０号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第１０号 非農地の決定については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第３、報告第１号から第７号についてですが、内容は議案書２８ページから３７ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第１号から報告第７号について、質問等はございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見ともないようですので、報告案件を終了いたします。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和４年第１０回総会を閉会いたします。

【午後２時４７分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員